

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、以下のような保護の要件があります。

ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。

イ 民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、保護に優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業、技能修得および高校等就学に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、すみやかに必要な指導・指示および保護施設の規程に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合はすみやかに返還すること。

(5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ③ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ④ 就労準備支援事業…未就労期間が長期に及んでいたり、ひきこもりがちな被保護者を対象に、日常生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図る ※NPO法人へ委託
- ⑤ 有料職業紹介事業者活用プログラム…民間有料職業紹介事業者を活用し就職を支援

(6) 被保護者健康管理支援事業（令和3年1月開始）

- ① 健診受診勧奨…健診受診により自分の健康状態を知るとともに、生活習慣病の発症予防や疾病の早期発見・治療を進めます。
- ② 医療機関受診勧奨…健診の結果「要医療」の方や治療を中断している方に受診を勧奨し、適切な治療に結び付けます。

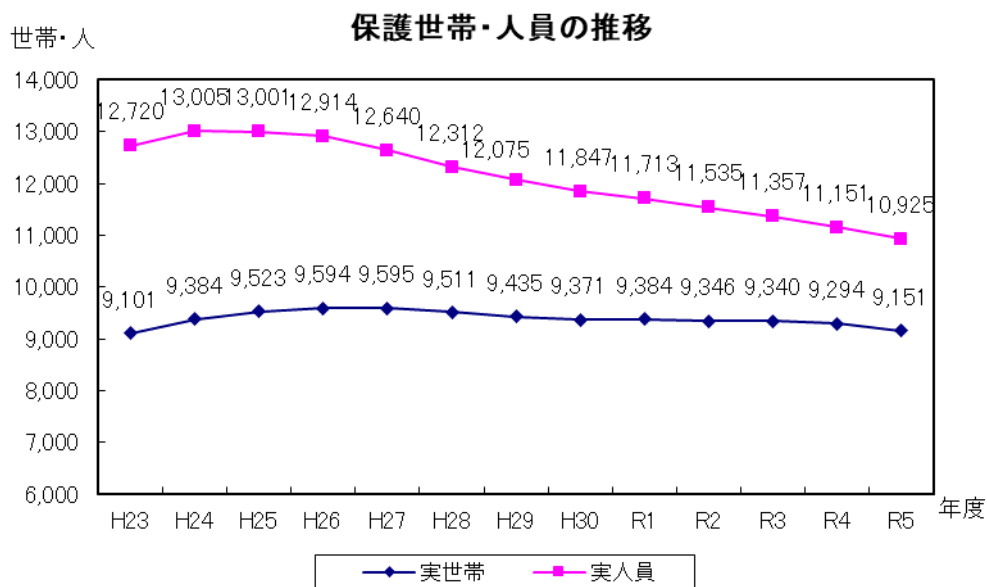
- ③ 保健指導・生活支援…生活習慣の改善が必要な方に保健指導を実施します。必要に応じ主治医と連携します。
- ④ 頻回受診指導…対象者に対して適正な受診ができるよう指導します。

2 生活保護の状況

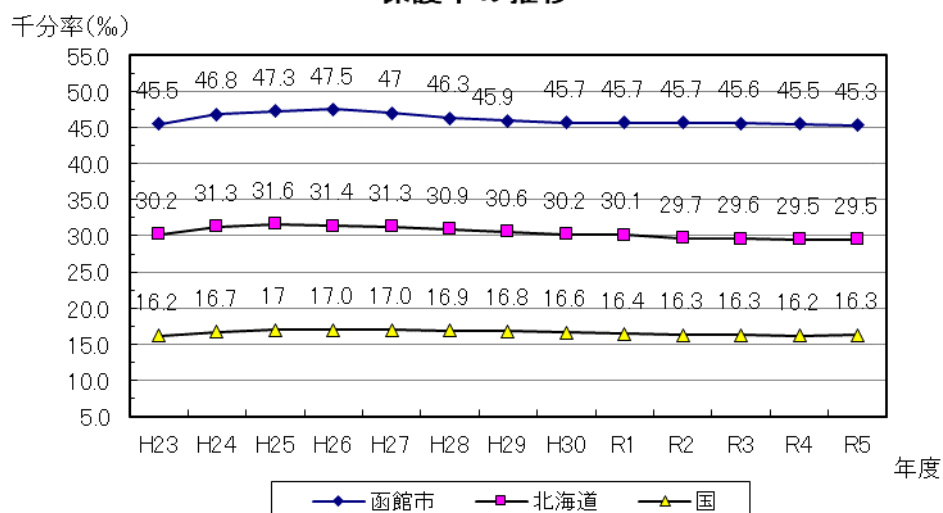
(1) 保護人員および年間保護費の推移

区分	全人口 (9 月末)		被保護 (月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
年度	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	金額(千円)	指数	
Ｒ 3	248, 856	100. 0	9, 340	100. 0	11, 357	100. 0	19, 647, 026	100. 0	45. 6
Ｒ 4	245, 213	98. 5	9, 294	99. 5	11, 151	98. 2	19, 409, 466	98. 8	45. 5
Ｒ 5	241, 184	96. 9	9, 151	98. 0	10, 925	96. 2	19, 974, 881	101. 7	45. 3

※ 保護率(%)=実人員÷全市人口×1,000



保護率の推移

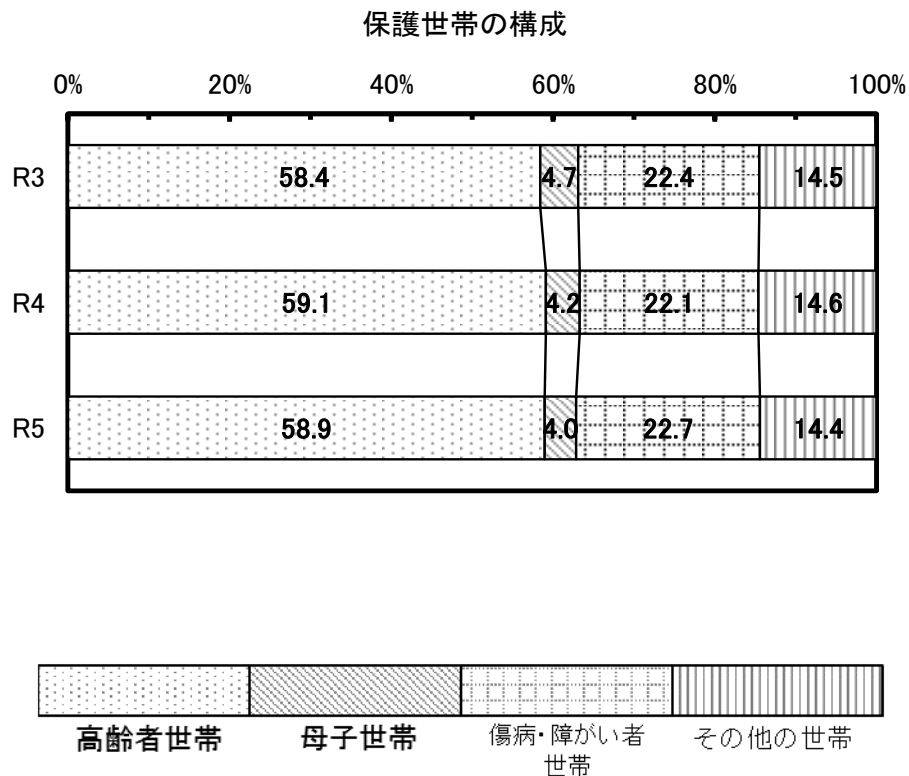


(2) 扶助別保護人員の推移 (月平均)

年度	区分	保護 世帯 数	保 護 人 員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
R3	人員	9,340	11,357	10,027	9,825	456	2,758	9,999	272
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R4	人員	9,294	11,151	9,826	9,645	399	2,794	9,831	241
	指数	99.5	98.2	98.0	98.2	87.5	101.3	98.3	88.7
R5	人員	9,151	10,925	9,592	9,412	377	2,771	9,751	209
	指数	98.0	96.2	95.7	95.8	82.7	100.5	97.5	76.8

(3) 被保護世帯類型の推移 (月平均)

区分 年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
R3	5,444	58.4	438	4.7	2,092	22.4	1,355	14.5	9,329	100.0	11
R4	5,481	59.1	395	4.2	2,053	22.1	1,351	14.6	9,280	100.0	14
R5	5,381	58.9	369	4.0	2,068	22.7	1,320	14.4	9,138	100.0	13



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日雇	内職	その他	計		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比								
R3	1,132	7	14	5	1,158	12.4	183	2.0	1,341	14.4	7,988	85.6	9,329	100.0
R4	1,160	6	13	9	1,188	12.8	176	1.9	1,364	14.7	7,916	85.3	9,280	100.0
R5	1,196	6	11	10	1,223	13.4	165	1.8	1,388	15.2	7,750	84.8	9,138	100.0

(5) 人員構成別世帯数の推移

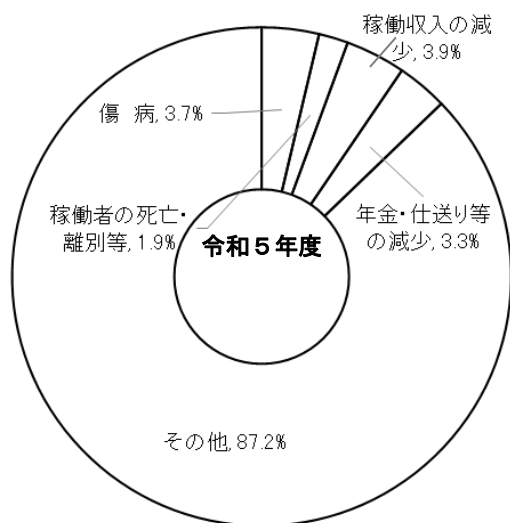
（各年7月年次調査）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	計
R3	世帯数	7,748	1,224	243	63	14	9	5	9,306
	構成比%	83.3	13.1	2.6	0.7	0.1	0.1	0.1	100.0
R4	世帯数	7,839	1,157	209	56	9	9	4	9,283
	構成比%	84.4	12.5	2.3	0.6	0.1	0.1	0.0	100.0
R5	世帯数	7,768	1,071	212	50	12	7	5	9,125
	構成比%	85.1	11.7	2.3	0.6	0.1	0.1	0.1	100.0

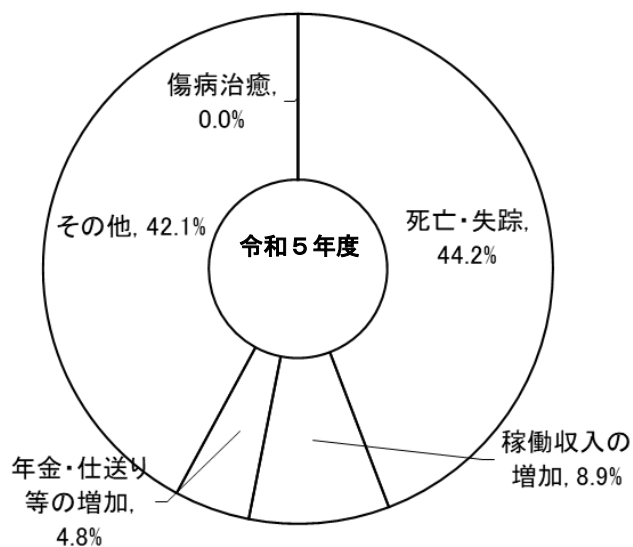
(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		R3		R4		R5	
		延 件 数	比 率	延 件 数	比 率	延 件 数	比 率
保護 の 開 始	世帯主の傷病	30	3.4	1	0.1	33	3.3
	世帯員の傷病	1	0.1	22	2.2	4	0.4
	働いていた者の死亡・離別・不在	21	2.3	21	2.1	19	1.9
	働きによる収入の減少・喪失	41	4.6	49	4.8	39	3.9
	年金・仕送り等の減少・喪失	29	3.2	29	2.8	33	3.3
	その他	775	86.4	893	88.0	867	87.2
	計	897	100.0	1,015	100.0	995	100.0
保護 の 廃 止	世帯主の傷病治癒	0	—	0	—	0	—
	世帯員の傷病治癒	0	—	0	—	0	—
	死亡・失踪	375	40.0	480	42.9	511	44.2
	働きによる収入の増加	109	11.6	80	7.2	103	8.9
	年金・仕送り等の増加	48	5.1	51	4.6	55	4.8
	その他	406	43.3	507	45.3	487	42.1
	計	938	100.0	1,118	100.0	1,156	100.0

保護開始の理由



保護廃止の理由



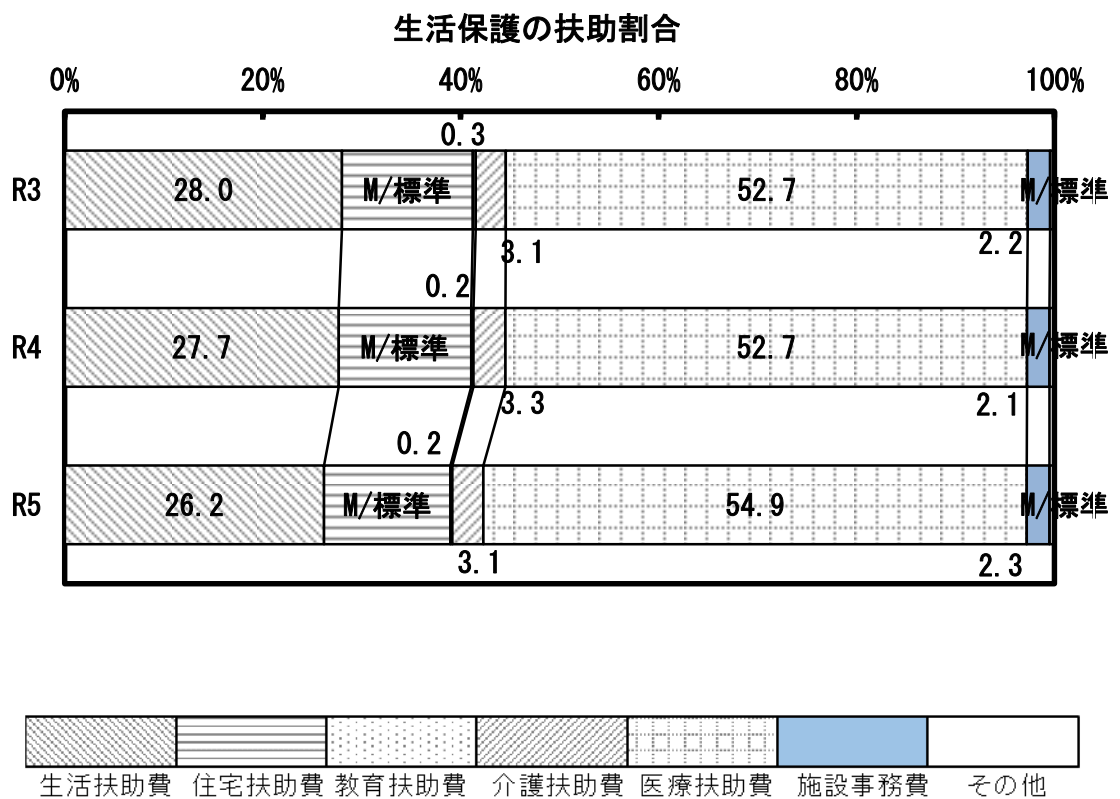
(7) 教育扶助の受給人員

(各年7月年次調査)

年度	R3	R4	R5
区分			
小学校	248	203	205
中学校	205	183	160
計	453	386	365

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	計
R3	5,502,415	2,601,194	51,842	600,543	10,362,205	995	29,744	48,840	440,943	3,205	5,100	19,647,026
R4	5,371,821	2,597,021	45,164	631,041	10,226,978	1,442	25,038	61,348	439,380	3,933	6,300	19,409,466
R5	5,234,148	2,548,801	42,073	622,664	10,970,554	525	22,552	65,626	456,263	5,375	6,300	19,974,881



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数, 下段：金額)

(単位：件, 千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務 所払い医 療費	合計
	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	計		
R3	9,927	139,724	17,244	122,076	288,971	28,419	317,390
	5,658,760	2,395,426	337,930	1,872,049	10,264,165	98,040	10,362,205
R4	9,447	139,740	17,377	121,203	287,767	30,648	318,415
	5,415,703	2,526,596	331,972	1,839,202	10,113,473	113,505	10,226,978
R5	10,480	137,541	18,021	119,940	285,982	31,995	317,977
	6,142,361	2,552,897	338,096	1,800,653	10,834,007	136,547	10,970,554

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

年度	R4			R5			R6		
区分	医 科	歯 科	薬 局	医 科	歯 科	薬 局	医 科	歯 科	薬 局
医療機関数	194	126	172	193	124	168	190	122	170

(11) 生活保護法指定介護機関状況

年度	R4		R5		R6	
区分	在 宅	施 設	在 宅	施 設	在 宅	施 設
介護機関数	1,240	31	1,251	30	1,264	30